

近江蒲生郡日野麻生庄

ほうじょうざんかんちいんえんつうじ

法性山観池院圓通寺

もくそんみだによらいりやくえんき

木尊彌陀如来略縁

夫れ往生極樂の最要(もっとも重要)は彌陀の因行果徳(徳を
 施した由来)を陳べ清泰殊勝の妙境を説きて(清らかで殊に
 勝った言われ)、人をして欣淨の心(清らかで悦びの心)を發起せ
 しむるにあり、既に我朝は粟散片州の小国たりと
 雖も西天の仏法伝来その盛んなること、仏性国(印度)
 に勝りたり。正に将来の最初を尋ねるに釈尊の涅槃
 (迷いや悩みを離れた悟りの境地)よりこのかた千五百二十二年に
 至って人皇(神武天皇以後の天皇)三十一代敏達天皇の元年
 (572年)に聖徳太子が御誕生在す大小権実(誠のこと)の
 経論(三蔵のうちの経蔵と論蔵)は悉くこの国に到来す。是
 に依りて国々の精舎仏閣は法分を建て就中太子の
 本意は称名念佛を先とし給う。時に四二の御歳、竺
 の南山に勅使を使わし、我未だ生まれざる以前の盟友
 聖僧兩人未だ在命有らざらんか。我が所持の法経一
 部並びに樹木を天竺より取り寄せ彌陀如来の尊像を自
 ら四十二体御觀感(天子が感心なさること)ありて刻み給う。
 その一仏本尊と為したまうと伝来す。厄難除けの尊像
 とは勅宣(天子の命令を伝える公文書)により唱え奉るなり。
 靈龜元乙卯年(715年)五月六日 行基法性国師謹書
 彌陀如来尊像一躰聖徳太子御作
 壽延觀音尊像一躰敏達天皇 御信仰に依りて佛国より

到来す。

仏閣開隆の時節^{とき} 右尊像宮中より行基国師に給わる。歴来を尋ぬるに其の昔、行基は国々の宮中の跡に勅命により精舎^{しょうじゃ} 四十九院を建立し給う。その最初の一院と申し伝う。人皇^{じんこう} 十二代景行天皇近江の国志賀郡岡本に在す同十三代成務天皇両帝の都有り。右二朝の跡^{みぎ} 二十五帝を歴^へて、亦^{また} 人皇^{じんこう} 三十九代天智天皇を始め奉り、天武帝、持統帝、文武帝御在都の時節、先の大皇御所の東より日輪に向ひて三拝したまう。山里共に一面黄金の如く光明輝き毎日不思議に御叡慮^{えいりょ} (天子のお考えやお氣持) まし日野と勅命し給う。天智天皇二の太子蒲生郡麻生庄に小御門を造立し給う。高岡宮大梵天皇と称し奉る。御短壽にて天智十^{かのとひつじ} 辛未年(670年)三月八日二十八歳にて崩御まします。跡年を経て清涼殿を行基法性菩薩が仏閣に開隆し給う。初円頂の月峯に輝き止観法 (雑念を止めて、心を一つの対象に集中し、正しい知慧を起こし、対象を観ること。天台宗がもっとも重視する修行実践法) の水、^{たに} 溪に流る。聖武天皇の御戒師^{かいし} (訓戒を授ける法師) 成させ給う故に菩薩号給わる。天皇、伽藍^{がらん} (寺の建物の総称) 七宇に分かち堂塔、数梵を並べ僧舎軒を連ね四教 (詩・書・礼・楽の四つの教え) を談ず。これ師の坊莊院なり。行基は観音の再来か、^{ごん} 権あり、寄瑞在り、遷化ののち正一位高木大明神として産宮に安置し奉る。白鳳元申年(680年)大梵天皇の御附の者二十三人残り移住す。

行基在住に念仏を興行し給う。唯^{ただ} 如来一代の説教に機に投ずるをもって要とす。末世濁濫^{まっせだくらん} (壬申の乱) の愚痴、

迷惑の衆生に向上の一路を示す時に得益の功少なし。
爰ここに本朝相應の和語をもって在家止住ざいけしじゅうの輩やから（在家移住者）
に称名念仏を勧め給う。男女その便（安心）を得ること
多し。然る時行基菩薩、教えを以て痴欲を戒め悪を推くだ
き衆生器うつつわに随したがい渡世家職をこの山に於いて誨諭かいゆ（教え
さとす）し、壺を焼き、物を造らせ、また水晶を磨かせ
給う。末世繁盛なることを寧思ねいし広く愛し給うを得て、
ゴウ化消除し広く等しく戒め、清浄の徳本を植し給う
古跡なり。

元弘二申年（1332年）にこの村より東北の山は昔御所
ありて跡は其の儘まま行基大僧正之を給わり。末代公儀
除地の御朱印定書さだめがき御場所と有り来る。高岡宮大梵天
皇は当山の鎮守なり。即すなわち山王権現に合殿安置し奉
る。行基聖僧は和泉国高木氏の産うまれなり。天平勝宝巳
年（749～756年）遷化あとの跡正一位高木大明神と聖武天
皇の勅撰ちよくせん（天皇または、上皇・法皇がみずから撰定し編集）により、
産宮うぶみやに安置し奉る。伽藍、七宇に分かち堂塔数梵並ぶ。
則すなわち神社仏閣一にあり分之姓神の元なり。既に探検
す弥陀観音は古昔帝皇の信仰ありて勅宣ちよくせんにより観池
院を給わる。大皇を始め奉り太政大臣また亦是將軍家、度
々結構なる宝剣或いは御太刀納め奉る。所謂例年の祭
礼に之を用い姓子の輩やからは下馬下乗の禁札あるを立て或い
は位官（位階と官職や官等）の装束を飾り烏帽子直垂えぼし ひたたれちやく着し
て櫛を持ち宝剣太刀をはき、立烏帽子えぼし、折烏帽子、
素袴すはかま、大紋を着す。

聖武天皇の勅免ちよくめん（勅命よっての許可）に依り禁中（宮中）を習

い位官の装束しょうぞくす。行基は姓子の繁栄を好み給う。昔古じゃっこより謂い伝わる。御祭礼の寄麗しんせい(綺麗)立派は真成なり。立派は正直なり専らなり。姓神、御諫め奉るは御祈祷いさ神前まみ見え見え対せばこれたちまち惟忽ち守護を給わり神心みきわ実窮まる。別わけて略式を禁じ給う。略は心いつわ詐り或いは破り、心穢はれけが変乱せしめて己おのれを強く思いひいき贖かいたい愆これ怠おちぶれ(自分の気に入った者を引き立て、怠る)重ねしめるを好む。惟民は運を失い落垂おちぶれに及ぶべし。

例年の祭礼繁昌なればまた姓子も亦栄える。銘々身禮なり。意こころ磨きむくろ身清浄なればげんか現果(今生の業因によって受ける現世の果報)を得る。これを守護せよ。

養老七みずのとい癸亥年(723年)四月三日聖武天皇当国を御巡回の折節、高岡の宮の御還幸(神がお帰りになること)あり、蒲生河江にわか俄に洪水す故に行基は人を連れ板七枚もつを以て橋を架け、朝日野が原の河原へ出迎え御渡し給う。因って茲に例年の神事は四月三日に窮まる。御神輿は朝日野の河原までぎょうこう御幸すると昔古の格式を以て渡儀とぎねいてい嚙ねいてい叮たるべきこと。姓子の面々永々と晴々しく寄羅美可きらびやかに致す事。二十三家の者は御宮附の者也。謹んで之を記録す。

ときに元龜二未年(1571年)正月二十五日

観池院 現住正恵